

【自営業者の収入の取り扱いについて】

- 自営業者の収入については『総収入額から「**直接的必要経費(※)**」を差し引いた残りの額』が、生計を維持するために投入し得る収入額となります。
※直接的必要経費とは「その費用なしには事業が成り立たない(生産活動に要する原材料費等)経費」をいいます。具体的には、卸売業や小売業の仕入代・これに必要な運送経費、サービス業の家賃・人件費等です。
- 上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」(または「損益計算書」)の各所得別に定めております。(詳細は以下「一覧」参照)「収支内訳書」(または「損益計算書」)の「収入金額」から、各「経費」の額を差し引いて、収入を計算して下さい。
- 間接的経費とは「その費用が事業収入に直結しているとは認め難い経費」をいいます。税法上の経費とは異なる取り扱いとなります。

【認められる(直接的)経費・認められない(間接的)経費の一覧】

科目	可否	備考
給料賃金	○	
外注工賃	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	「住所」と「事業所所在地」が同一の場合は、用途(事業／自宅)が明確に区分されている場合のみ認めます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	「住所」と「事業所所在地」が同一の場合は、用途(事業／自宅)が明確に区分されている場合のみ認めます。
旅費交通費	○	
通信費	△	用途(事業／自宅)が明確に区分されている場合のみ認めます。
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
消耗品費	△	用途(事業／自宅)が混在している場合は認めません。ただし、その内訳を書類(※)添付の上申告し、明確に用途が区分されている場合に限り、個別に判断させていただきます。※領収証等(注:「支払日」、「支払者」、「支払先」、「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)
福利厚生費	×	
雑費	×	

注1: 税法上の控除(青色申告特別控除等)や減価償却費など、現金支出が伴わないものは経費として認められません。

注2: 農業収入についても上記に準じた取り扱いとします。

注3: 確定申告書および収支内訳書(または損益計算書)の控えは大切に保管して下さい。経費が明確でない場合は総収入で判断します。

注4: 上記一覧以外の経費等は実情に応じて判断します。